

「日本酪農の持続的発展のための提言」の紹介

まえがき

酪農を取り巻く情勢は「ウルグアイ・ラウンド」や「ドーハ・ラウンド」、世界的なエタノール生産や新興国における穀物需要の増加、投機資金の流入などによる配合飼料価格高騰、消費者嗜好の変化による牛乳消費の減少などの中で、生乳生産も減産、増産と翻弄される情勢が続いています。

そしてわが国では昨年政権が交代し、国の今後の酪農政策の行方が大変気になるところです。酪農乳業団体でも「生産者組織による中長期的課題への対応方策」や「基本問題」について中央酪農会議や全国農協乳業協会が検討しています。

(社)全国酪農協会は友好団体(酪政連、全酪連、日本ホル協)と酪農研究会を組織し、その中に小林信一日本大学教授を座長とする専門部会を設け、日本酪農の今後のあり方を諮問しました。専門部会は、平成 20 年 3 月より 12 回の委員会、4 回の現地調査、関係者との意見交換を行い、平成 21 年 3 月に最終答申「日本酪農の持続的発展のための提言」を答申しました。答申は「日本酪農の持続的発展のための提言」と「答申内容の具体的検討内容」の 2 部に分かれています。全 20 ページもありますが、ここでは、「日本酪農の持続的発展のための提言」の部分のみを紹介します。

この答申は、関係機関へ配布され、同時に[同協会のホームページ](#)にも掲載してあります。また平成 21 年 8 月には関係論文を含めた専門書「日本酪農への提言」を筑波書房より刊行しています。詳細はそちらをご覧ください。

皆様が今後の我が国の酪農を考える際の一つの素材として、お読みくだされば幸いです。

日本酪農の持続的発展のための提言

1. 生産者団体として取り組むべき課題

提言 1 : 酪農家の戸数減少のなかで、生産者の力がこれ以上弱まることなく、むしろ強めるために、地域から全国までのすべての段階において、生産者の力の結集が図れる生産者団体組織作りに向け、組織統合などに立場を超えて取り組むこと。

提言 2 : 生・処・販各段階のバランスのとれた持続的な発展に不可欠な生産者・乳業者の小売業に対する価格交渉力を増すために、乳製品の加工処理能力を生産者自らが持てるように、とも補償制度など生産者の協同の取り組みを強化するとともに、生産者団体系乳業メーカーの強化のための取り組みを行うこと。その際には、生産者団体が責任を持ってイニシアティブを持つよう努めること。

- 提言 3** : 生産者団体は、農地、とくに遊休農地の畜産的な利用（粗飼料生産・放牧）の社会的役割・重要性を認識し、その促進に組織をあげて取り組むこと。また、農地の畜産的な利用が経営的にも合理性を持つように、ア）：農業機械への過剰投資や労働力不足への対応としてコントラクターや地域内の未利用資源の活用を含めた自給飼料型 TMR センターの育成を行うこと。イ）：ア）の設立にあたり、農業委員会、地域水田農業協議会などに働きかけて、耕作放棄地や不作付け地などの遊休農地を含めた農地の集積を図ること。
- 提言 4** : 担い手の確保・育成のため、後継者確保対策に取り組むとともに、酪農への新規参入システムの確立と、酪農経営の継続に寄与している酪農ヘルパー制度の存続・発展に向け組織をあげて取り組むこと。
- 提言 5** : 酪農経営の経営改善を図るため、生産者団体が酪農家に対する経営・技術支援を専門的に行い得る組織を持つとともに、組織編成と運営のコーディネーターとなって、多様な経営支援組織による組織の枠を超えた連携が行える体制づくりに取り組むこと。
- 提言 6** : 牛乳の消費拡大に向けて、生処販一体となった取り組みを行うこと。より大きな効果が発揮できるように、各団体や企業が個別に取り組むのではなく、統一した戦略に基づいた広報宣伝活動を行い、生産者からの拠出金が効率的かつ有効に活用できるように、関係団体・企業に働きかけること。
- 提言 7** : 消費者からの信頼を得るために、食農教育としての酪農教育ファーム活動に対する取り組みと、消費者との継続的な交流・意見交換を行うこと。

2. 行政への要請事項として取り組むべき課題

- 提言 1** : 酪農がわが国に存在することの社会的な意義に鑑み、酪農家が中長期的に経営の見通しが立てられる経営安定制度を、現行不足払い制度の見直しのうでで確立すること。
- 提言 2** : 農地の保全管理と利活用のために、水田を含めた農地の畜産的な利用を政策的に進めること。その際、現在の中山間地域等直接支払いにおける地目別助成格差金や水田経営所得安定対策において飼料作物が対象となっていないことなどが、水田における畜産的な利用の普及拡大を阻害している点を踏まえ、飼料用イネや飼料用米を含めた飼料作物生産を食用米や麦・大豆と同列の重要品目と位置づけた政策の展開を行うこと。そのために、農地・水・環境保全向上対策や飼料生産促進政策など多くの関連施策を、農地の善良な管理を前提とした直接支払い方式に一元化することも考慮すること。
- 提言 3** : 牛乳消費拡大や自給飼料多給、放牧推進などの観点から、乳脂肪率などの取引基準の見直し、乳牛の改良を行い、自給飼料依存型酪農経営普及のバックアップを行うこと。
- 提言 4** : 需給調整機能につながる加工処理能力向上のためのとも補償制度の拡充や乳業再編の推進への継続的な支援を求めること。